

II 対象施設一覧

1 休業要請を行う施設

(1) 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

(2) クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（※床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	<同上>
運動施設、遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	

※西播磨地域：相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町

但馬地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

丹波地域：丹波篠山市、丹波市

(3) イベントの開催自肅要請を踏まえた施設

施設の種類	内 訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)

(4) 文教施設

施設の種類	内 訳	要請内容
文教施設	学校(大学等を除く)	<同上>

2 基本的に休業要請を行わない施設 ※適切な感染防止対策を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間については、午前5時から午後10時までの間を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

(2) 社会福祉施設等

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育) 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ※通所又は短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請。

3 5月16日以降休業要請を行わない施設

※適切な感染防止対策を要請

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(参考2)又は業界団体等が作成するガイドラインに基づき、適切な感染防止対策の徹底を要請 (今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討)
集会・展示施設	貸会議室	
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※西播磨・但馬・丹波地域以外の県立施設は除く。	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）	—	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000㎡超の施設も休業要請を行わない。	
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000㎡超の施設も休業要請を行わない。	